

「埼玉県先進的温暖化対策地域導入モデル事業」 平成23年度募集要領

1 事業目的

当事業は、各種団体等が行う独創的な温暖化対策の取組を支援することで、先進的な温暖化対策の地域への導入を促進するとともに、それをモデルとして広く発信することにより県内外に普及させることを目的としています。

2 補助対象者

- (1) 県内に所在を有し、国又は地方公共団体に設置認可あるいは届出のなされている、取組実績のある自治会、協同組合、N P Oなどの各種団体等とします。
- (2) (1)に規定する団体の構成員が要綱に定めるすべての要件を満たして地球温暖化対策を進めるために複数集まつた場合も対象とします。

3 補助対象事業

次の各号のいずれかに該当し、県内において面的な広がりを持つ事業とします。

(1) 省エネ施設・設備

ア 地域単位で取り組む場合

イ 地域内の複数の主体が連携して取り組む場合や、地域内のある構成員が一斉に取り組む場合など

＜想定する対象メニュー例＞

- ・二重サッシ等の断熱設備
- ・省エネ冷暖房設備等の省エネ設備
- ・高遮熱性塗装
- ・小型風力発電、小水力発電、その他再生可能エネルギー
- ・L E D照明等の高効率照明、人感センサー照明等
- ・高効率給湯器
- ・コーチェネレーション（エコウイル、エネファーム）
- ・燃料電池 等

(2) 交通手段の低炭素化

地域やコミュニティの交通手段を低炭素化する仕組みを導入する事業

＜想定する対象メニュー例＞

- ・コミュニティサイクルの整備
- ・パークアンドライド施設
- ・エコ通勤
- ・カーシェアリング

※「面的な広がり」とは、対策を導入する地域の組み合わせのことを指し、例えば、ある程度まとまったエリア全体で一斉に省エネ施設・設備を導入する場合を指します。事業協同組合の構成員が点在する複数の箇所で一斉に導入する場合には「面的な広がり」とみなします。

※上記の取組については、効率の高い設備、燃料電池、再生可能エネルギー等、導入する技術を組み合わせた複合的なものとするよう努めてください。「複合的」とは、例えば、太陽光発電+LED 蛍光灯をセットとした省エネ改修などを指します。太陽光発電導入は、他の省エネ設備等の導入と複合的に実施する場合に限ります。

【取組イメージ】

(1) 省エネ施設・設備

ア 地域単位で取り組む場合

- 例)・巣鴨駅前商店街のアーケード約300mの上に太陽電池パネルを設置し、省エネ効果をリアルタイムで表示。



イ 地域内の複数の主体が連携して取り組む場合や、地域内のある構成員が一斉に取り組む場合

- 例)・公衆浴場組合の構成員がボイラーを一斉に省エネ型設備に交換

(2) 交通手段の低炭素化

- 例)・観光地（観光協会）や市街地（商工会等）で、コミュニティサイクルを整備
・工業団地において通勤用に各社で運行していたバスを取りやめ、工業団地工業会が圧縮天然ガス仕様のバスを共同運行

4 補助対象経費等

(1) 補助対象経費

事業を行うために必要な設計費（基本設計・実施設計）、工事監理に関する費用、本工事費（直接工事費・間接工事費）、付帯工事費、機械器具費、測量及び試験費、事務費（専門家派遣のための報償費・旅費、使用料及び賃借料、委託料）

※用地取得費及び交通手段の低炭素化に係る環境対応車の購入・買換は対象外とします。

(2) 補助金の額

補助金の額は、補助対象経費から国又はその他の補助金等の収入額を控除した額に3分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額）とし、500万円を上限とします。

ただし、実施計画が複数年度にわたる場合、翌年度分については補助対象にはならないことに御注意ください。

5 補助対象事業の選考方法

有識者による選定委員会において、選考の視点・審査基準に則り協議し、補助対象候

補事業を選定・内申します。

採否は、内申結果を踏まえて県が決定します。

6 選考の視点・審査基準

(1) 先進性や独創性

地域において新しい対策を導入するための先進性・独創性が必要です。全国的に見て必ずしも先進的・独創的でなくても、県内において取り組んでいる事例がほとんどなかつたり、地域性を考慮した工夫が加えられていれば可能です。

(2) 公益性

地域の地球温暖化対策に貢献するような、公益性の高い取組が望まれます。

(3) 団体・地域等の気運・熱意

団体、地域等において、当該事業での設備導入のみならず、これをきっかけに更に積極的に温暖化対策に取り組もうとしていることが望されます。

なお、県では、地球温暖化対策に関し、他の模範となる市町村を「環境みらい都市」として認定する制度を設けており、今年度も本事業の応募と併せて募集しています。

選定にあたり、「環境みらい都市」への立候補があれば、一定の配慮がなされます。

(4) 温室効果ガス削減見込み

当該事業により、温室効果ガスがどの程度削減される見込みかを確認し、より削減量が多い（費用対効果が高い）取組を採択します。

(5) 事業実施体制等

組織面・資金面において事業実施体制が整っているか、事業実施方法やスケジュールに無理はないか確認します。

なお、資金計画において、同様の趣旨で国、地方公共団体その他の団体から補助金等を受ける場合は、その補助金等の額を補助対象経費から除きます。

7 応募方法・スケジュール

(1) 応募期間

平成23年4月22日（金）～平成23年8月5日（金）（必着）

(2) 提出書類

①事業計画書（様式第1号）

②施設・設備の設置場所の位置図及び現況写真

③その他参考資料

※必要に応じてヒアリング及び現地調査を実施しますが、事業計画書などの提出書類は、なるべく詳細に記入してください。

※提出された書類は返却しません。また、提出された書類は、原則公開とします。

非公開を希望する情報については、個別に相談させていただきます。

(3) 提出部数 各2部

(4) 提出先

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・企画調整担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

E-mail : a3030-11@pref.saitama.lg.jp

8 選考結果

結果については、採否にかかわらず、後日、全応募者あてに通知します。
採択された事業者は、その後、補助金の交付に係る手続きを行うことになります。

9 事業実施期間

補助金交付決定日以降に事業着手し、平成24年2月末日までに事業を完了してください。

10 その他

- (1) 補助金交付に係る手続きについては、埼玉県先進的温暖化対策地域導入モデル支援事業補助金交付要綱を参照してください。
- (2) 事業の進捗状況を確認するため、調査を行ったり、報告を求めることがあります。

11 問い合わせ先

埼玉県環境部温暖化対策課 総務・企画調整担当 岩本

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

TEL. 048-830-3037

FAX. 048-830-4777